

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の位置付け
3. 計画策定の期間
4. 計画の策定体制
5. 日常生活圏域について

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

2020 年は、2000 年（平成 12 年）の介護保険制度の創設から 20 年の節目を迎え、サービス利用者は制度創設時の約 4 倍となり、全国で 570 万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

我が国では高齢化が急速に進行しており、令和元年 10 月時点の高齢者人口は 3,589 万人、高齢化率は 28.4%と年々過去最高を更新し続けている状況です。2025 年（令和 7 年）にはいわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となり、令和 22 年（2040 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、令和 27 年（2045 年）には高齢者人口はピークを迎え 3,920 万人となることが予想されます。一方で、年少人口・生産年齢人口は引き続き減少が見込まれることから高齢化率は 2045 年以降も上昇し続けることが見込まれます。一宮町でも全国と同様に高齢化が進行しており、2020 年（4 月 1 日現在）の高齢化率が 32.2%と 3 割を超えており、千葉県の高齢化率 27.0%と比べて高い水準にあります。今後、医療や介護の需要も増大し、さらには高齢単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化などを背景に介護をめぐる状況は厳しさを増していくことが予想されます。

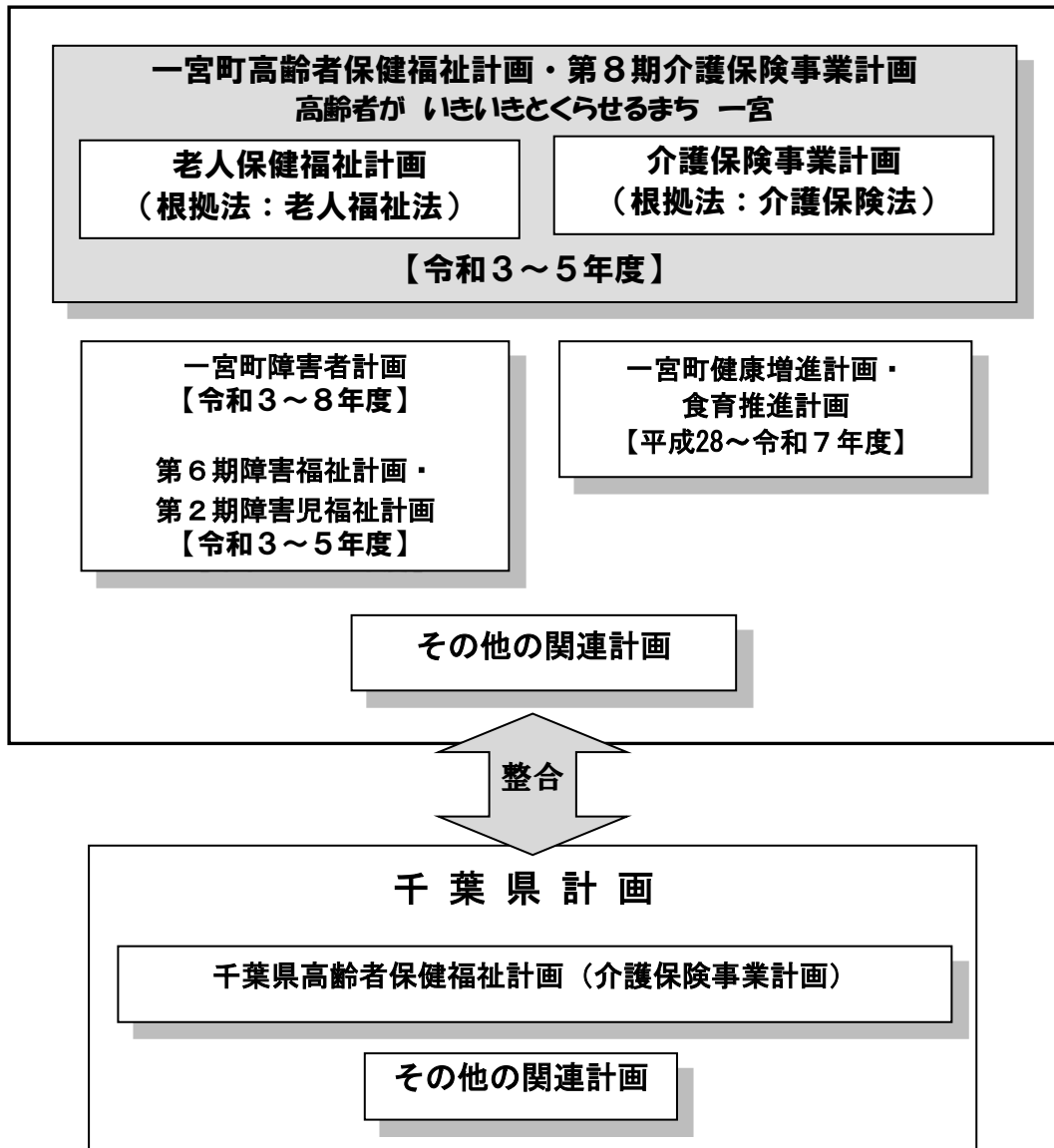
こうした中、第 7 期計画（平成 30～令和 2 年度）では、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて地域包括ケアシステムを深化・推進させ、高齢者の安全・安心な暮らしの実現に向けた各種取組を行ってまいりました。今回策定する第 8 期計画（令和 3 年度～5 年度）においては、第 7 期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減し団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年（令和 22 年）の双方を念頭に置いた介護保険サービスの基盤整備が求められています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、第 6 期（平成 27～29 年度）から「地域包括ケア計画」と位置付けられ、令和 7 年度までに段階的に地域包括ケアシステムを構築することとしています。これをふまえ、一宮町では、2040 年（令和 22 年）を見据えた中長期的な視野で、第 7 期計画から取り組んできた施策を引き続き推進するとともに、これまでの実績や課題を踏まえ、一宮町の実情に応じた地域包括ケアシステムの充実を通じた「高齢者がいきいきとくらするまち」を目指していくために、『一宮町高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画』を策定します。

第1章 計画策定にあたって

2. 計画策定の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に規定するもので、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定します。また、関連する計画と整合性を図りながら策定します。



3. 計画策定の期間

介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

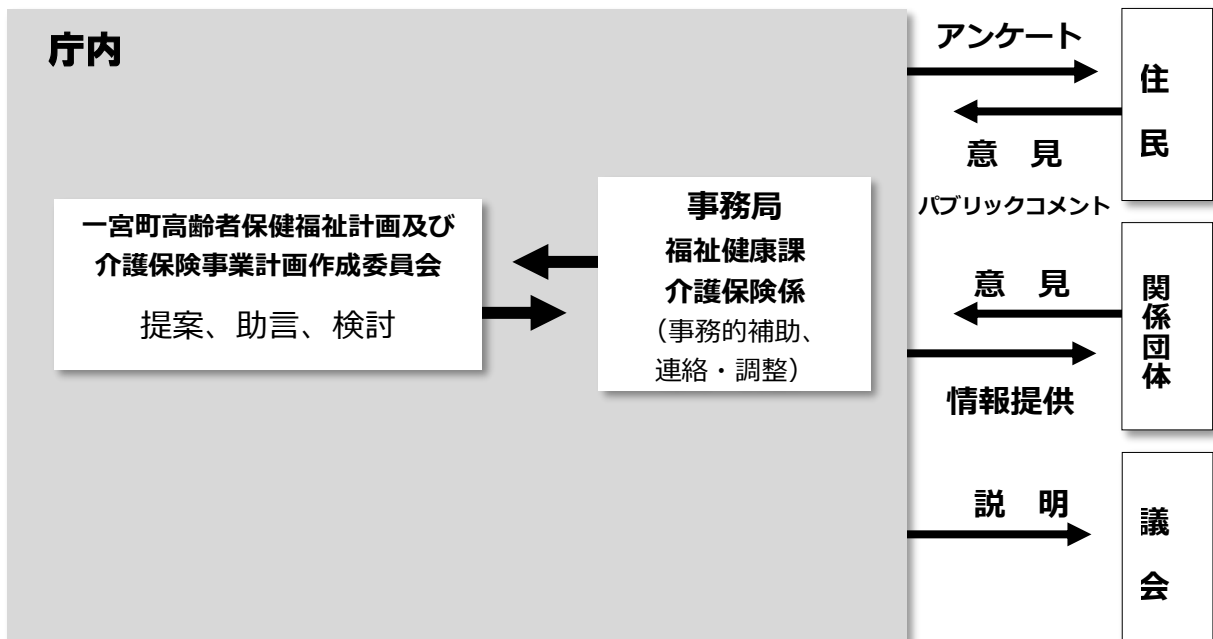
策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加する2025（令和7）年度までに地域包括ケアシステムを整備し、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040（令和22）年度までに、介護保険サービスの基盤整備や地域共生社会を実現する等为目标とし、第8期計画における目指すべき姿を明らかにしながら、取組を進めていくことになります。

計画期間（年度）										
2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	...	2040年度 (令和22年度)
2025年・2040年を見据えた高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定										
高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画							後 団 塊 の 高 齢 世 代 に が			世 団 塊 が ジ ュ ニ ア に の
			高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保険事業計画							
						高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画				

4. 計画の策定体制

この計画の策定及び進行管理にあたっては、学識経験者・保健・福祉・医療関係団体代表者、公募による町民の代表からなる「一宮町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画作成委員会」を設置し、幅広い意見を聴きながら策定を行います。

《策定体制図》



第1章 計画策定にあたって

《策定経過》

日 程	検 討 内 容
令和2（2020）年1月～2月	<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 65歳以上で、要介護認定を受けていない人の中から無作為抽出した1,000人を対象に調査・在宅介護実態調査 65歳以上で、要介護認定を受けて在宅介護サービスを利用している267人を対象に調査
令和2年7月2日（木） 第1回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・第8期介護保険事業計画について
令和2年11月5日（木） 第2回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査について・計画骨子案について
令和3年1月28日（木） 第3回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画素案について
令和3年2月3日（水） ～2月15日（月）	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの実施
令和3年2月18日（木） 第4回 作成委員会	<ul style="list-style-type: none">・計画案の決定について
令和3年3月 議会定例会 3月議会	<ul style="list-style-type: none">・介護保険条例一部改正案の議決

5. 日常生活圏域について

高齢者の生活を支える基盤は「住まい」を中心に、保健・医療・福祉関係のサービス施設や、その他公共施設、交通機関、さらには、地域に暮らす人々の見守りといった地域資源をつなぐ人的なネットワークが重要な要素となります。

こうした地域の様々なサービスや主体が連携し、地域の高齢者の暮らしを支える「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

行政区、住民の生活形態、地域づくり単位等の地域性を踏まえ、一宮町全体を1つの日常生活圏域として設定し、高齢者支援の充実を図ります。